

## ふれあい相談センター利用注意事項

- 1 当センターは、「ふれあいカード」登録に基づき結婚の相談およびあっせん仲介等の業務を行います。
- 2 「ふれあいカード」の申込みは本人が行なって下さい。
- 3 写真は3ヶ月以内の1人で写っているもの。
- 4 紹介により知り得た情報は秘密厳守でお願いします。
- 5 紹介以後の交渉は当事者同士にてお願いします。
- 6 紹介に伴って生じた損害等は当事者間で解決して下さい。
- 7 婚約成立した時は当センター又はウエディングアドバイザー（結婚相談員）に連絡して下さい。登録を抹消させていただきます。
- 8 登録有効期間は3年間とします。更新希望の方は新規申し込みが必要です。
- 9 登録カード及び写真は返却いたしません。

**※ 次の行為があった場合は登録を取り消します。**

- ① ふれあいカードに虚偽の記載をした場合
- ② ウエディングアドバイザーに誠意をもって応じない場合
- ③ 当センターを悪用又は傷付けるような行為をした場合
- ④ その他、社会福祉協議会（会長）が適当で無いと認めた場合

**※ 年末年始（12月29日～1月3日）水曜日、祝日を除く、すべての日午前9時～午後5時まで行なっています。※イベント開催日は休館します。**

ふれあい相談センター TEL 0531-23-3009  
FAX 0531-23-3970

## ふれあいカード

社会福祉法人 田原市社会福祉協議会長 殿

申込年月日		令和 年 月 日		※写真は貼らずに1枚持参 (写真のサイズに決まりはありません) ※3ヶ月以内の写真でお願いします ・1人で写っているもの ・正面を向いているもの ・背景が明るいもの ※写真の返却はしませんのでご了承ください	
登録番号	—	性別	男・女		
ふりがな					
1 氏名					
2 生年月日		昭・平 年 月 日( 歳)			
3 現住所		〒			
寮・アパート名					
4 学歴		大院・大・短・専・高・中		5 職業	
6 趣味					
7 身長・体重		cm kg		8 血液型 A・B・O・AB	
9 現在の住居		自己持家・家族持家 寮・アパート・その他( )			
10 婚姻歴		初婚・再婚(同居子供有 人、別居養育有 人)・再婚(子供無)			
結婚相手(希望)		初婚・再婚(子供有)・再婚(子供無)・どちらでも			
11 年収		①100万以下 ②100～200万円 ③200～300万円 ④300～400万円 ⑤400万円以上			
12 相手の希望条件		年齢		学歴	
		職業		年収	
		体格、容姿等		親との同居	
		嫁・婿 行く・来てもらう・どちらでも良い			
13 自己PR					
14 携帯番号		15 メールアドレス			
16 イベント等の連絡方法		郵送(可・不可)		郵送不可の場合(電話・メール)	
17 現住所以外へ連絡希望		〒		Tel	

注 1 ふれあい相談センターに本人が申し込んでください

2 このカードは自筆でお願いします

3 ここに記載した事項は、紹介する相手にお伝えすることがありますので、あらかじめご了承ください

4 ふれあいカードは、申込みの日から3年を経過しますと処分いたしますので、引き続き登録を希望される場合は再度申込みをしてください

5 登録期間中に婚約が成立した時は、必ず連絡してください

6 記入したくない項目は未記入でもかまいません

恋サポメールの登録

有・無

## 誓 約 書

- 1 貴法人に提出した「ふれあいカード」に記載した事項は、独身であることを含め、すべてに正確で真実に基づくものであり、記載事項に変更が生じたときは、速やかにお届けします。
- 2 お見合い、ご紹介などの返事は、速やかに行います。
- 3 お見合いまでは貴法人を通じて話し合い、お見合いの結果、双方の合意により交際が決まった後は、お互いの人格を尊重し、結婚への確実な愛を実のらせるべく努力します。
- 4 結婚が決まった場合（双方が結婚の意思表示をした時）は、速やかにご報告します。
- 5 提出した書類の返還は求めません。個人情報の保護に留意の上、貴法人で処分してください。
- 6 貴法人、お見合い等の相手様、他の会員の信用や人格を傷つける行為や迷惑のかかる行為はしません。

上記事項に違反があった場合は、登録の取り消し処分を受けても異議を申しません。また、他の会員又はイベント参加者とのトラブルについては、自己責任で処理することを誓約します。

令和 年 月 日

社会福祉法人 田原市社会福祉協議会  
会 長 山 田 貴 三 殿

住所

氏名